

令和4年度 日本大学危機管理学部 個人研究費 研究実績報告書

所属：危機管理学部 危機管理学科

資格：教授

氏名：工藤 聡一

<p>研究課題名</p>	<p>国家によるハイジャックの成立要件</p>
<p>研究目的及び 研究概要</p>	<p>1983年9月に発生した大韓航空7便撃墜事件をきっかけに、国際航空公法である1944年シカゴ条約（国際民間航空条約）に第3条の2が追加された。これにより、民間機に対する武器の使用及び攻撃が国際法違反であることは疑いのないものとなった。しかしながら近年に至るも、2014年7月のマレーシア航空17便撃墜事件、2020年1月のウクライナ航空752便撃墜事件など、民間機に対する攻撃事案は後を絶たない。他方、強権的「国家によるハイジャック」とも称される2021年5月のライアンエア4978便の強制着陸事件など、シカゴ条約の根幹たる下位国の空域管理権が、運用次第で航空機の安全を害し又は乗客乗員を危険にさらすという問題性も明らかになっている。本研究では、領空主権と民間機の安全の対立局面について国際航空法の立場から考察を加え、併せて、航空犯罪条約である1970年ハーグ条約、1971年モントリオール条約の適用関係を検討して、「国家によるハイジャック」の成立要件と国際的な責任追及のあり方をも考察しようとするものである。</p>
<p>研究実績の概要</p> <p>研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等</p>	<p>本研究課題の本質的アプローチのために、今年度、広く航空セキュリティ概念の生成と発展を文献から跡付ける作業に着手した。すなわち、現行国際航空公法である1944年国際民間航空条約（シカゴ条約）、及び1974年に新設されたシカゴ条約第17付属書に関する予備的研究として、R. Y. Jennings, <i>International Civil Aviation and the Law</i>, 22 <i>Brit. Y.B. Int'l L.</i> 191 (1945); Charles S. Rhyne, <i>Legal Rules for International Aviation</i>, 31 <i>Va. L. Rev.</i> 267 (1944-1945); Claude Emanuelli, <i>Legal Aspects of Aerial Terrorism: The Piecemeal vs. the Comprehensive Approach</i>, 10 <i>J. Int'l L. & Econ.</i> 503 (1975)等の文献を参照し、航空セキュリティの概念的萌芽を確認した。</p> <p>そのうえで、航空セキュリティの現代的課題を俯瞰した場合に、大きな懸念として浮上している航空交通管制等の脆弱性をねらったサイバー攻撃について、及び民生用ドローンの不正使用によるテロリズムについて、文献のサーベイを行った。さしあたり後者の論点について、「米国のドローン・セキュリティ規制」治安フォーラム29巻5号（2023年5月）31頁以下に現況をまとめた。</p> <p>なお、本研究は、外国法に関する法解釈及び制度論的考察が中心となるため、洋文献、外国法令データベースを通じた判例収集・分析のほか、国内学会活動を通じた情報収集を行い、研究経費として、消耗品（図書費）及び学会年会費を充当した。</p>